建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準

(接道規制の適用除外に係る認定基準)

令和5年12月13日

第1 適用の範囲

この認定基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43 条第1項の規定に適合しない建築物であって、同条第2項第1号の規定に該当する ものについて、適用する。

第2 認定基準

(敷地と道との関係)

- 1 建築物の敷地は、次の各号のいずれかに該当する幅員 4 メートル以上の道に 2 メートル以上接すること。
 - (1) 農道その他これに類する公共の用に供する道
 - (2) 現に建築物が沿って立っている道であって、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道又はその道の部分

(建築物の基準)

- 2 建築物は、次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 建築物の規模は、延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計。以下同じ。)が500平方メートル以内であること。
 - (2) 建築物は、次のア又はイに掲げるものであること。
 - ア 前項第1号に掲げる道にその敷地が接する建築物にあっては、次に掲げる 用途に供するもの((ウ)から(キ)までに掲げる用途に供する部分の床面積の合 計が、それぞれ200平方メートル以内のものを除く。)以外のもの
 - (ア) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
 - (イ) 共同住宅又は寄宿舎(いずれも耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条 第1項の規定に適合する特殊建築物であって、これらの用途に供する部分 の床面積の合計が、それぞれ200平方メートル以内のものを除く。)
 - (ウ) 病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、ホテル、旅館、下宿又は児童福祉施設等
 - (エ) 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
 - (オ) 展示場、キャバレー、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場
 - (カ) 倉庫
 - (キ) 工場(自動車修理工場を除く。)
 - (ク) 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物 (これらの用途に 供する部分の床面積の合計が100平方メートル以内のものを除く。)

- (ケ) 長屋(耐火構造建築物又は準耐火構造建築物であるものを除く。)
- イ 前項第2号に掲げる道にその敷地が接する建築物にあっては、一戸建ての住宅、長屋(耐火構造建築物又は準耐火構造建築物であるものに限る。)又は兼用住宅(法別表第2(い)項第2号に規定する住宅をいう。)の用途に供するもの
- (3) 附属する建築物又は建築物の部分を有する前号イに掲げる建築物にあっては、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供すること。
- (4) 容積率及び建築物の各部分の高さが、前項各号に掲げる道を前面道路とみなした場合の法第52条第2項並びに法第56条第1項第1号及びこれに関する部分の規定に適合すること。

(道の関係権利者の承諾書)

- 3 法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道が第1項第2号に掲げるものである場合にあっては、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、次の各号に掲げる者の承諾書が当該認定申請書に添えられていること。
 - (1) 道の敷地となる土地の所有者
 - (2) 道の敷地となる土地に関して権利を有する者
 - (3) 道を令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する者

附則

この認定基準は、平成30年9月25日から適用する。 附 則

この認定基準は、令和5年12月13日から適用する。

建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定基準の解説等

(接道規制の適用除外に係る認定基準の解説等)

平成30年9月25日 改訂 令和元年6月25日 改訂 令和3年4月1日 改定 令和5年12月13日

■ 関係規定

(敷地等と道路との関係)

建築基準法 (抄)

- 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。
 - 一 自動車のみの交通の用に供する道路
 - 二 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - 一 その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

建築基準法施行規則(抄)

(敷地と道路との関係の特例の基準)

- 第10条の3 法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - 一農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
 - 二 今第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。
- 2 令第144条の4第2項及び第3項の規定は、前項第2号に掲げる基準について準用する。
- 3 法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める建築物(その用途又は規模の特殊性により同条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。)の用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。
 - 一 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。 イ 第1項第1号に規定する道 法別表第1(い)欄(一)項に掲げる用途以外の 用途
 - ロ 第1項第2号に規定する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2(い)項第 2号に掲げる用途

二 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積 の合計)が500平方メートル以内であること。

(認定申請書及び認定通知書の様式)

- 第10条の4の2 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、 法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第 7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、 法第68条の5の6、法第86条の6第2項、令第131条の2第2項若しくは第3項又は 令第137条の16第2号の規定(以下この条において「認定関係規定」という。)によ る認定を申請しようとする者は、別記第48号様式による申請書の正本及び副本に、 それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出す るものとする。
- 2 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をしようとする場合(当該認定に係る道が第10条の3第1項第1号に掲げる基準に適合する場合を除く。)においては、前項に定めるもののほか、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を同条第1項第2号及び同条第2項において準用する令第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を申請書に添えるものとする。
- 3 特定行政庁は、認定関係規定による認定をしたときは、別記第49号様式による通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。
- 4 特定行政庁は、認定関係規定による認定をしないときは、別記第49号の2様式による通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

技術的助言(抄)

平成30年9月21日付け国住指第2074号、国住街第187号 国土交通省住宅局長から 各都道府県知事宛

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)(抄)

第2 接道規制の適用除外に係る手続の合理化(法第43条第2項関係)

接道規制に係る改正前の法第43条第1項の規定に基づく許可の実績が一定程度蓄積していること等を踏まえ、これまで同項の規定に基づき建築審査会の同意を得て許可の対象としていたもののうち、一定の要件を満たすものについては、手続を合理化し、認定の対象とすることとした。

平成30年9月21日付け国住指第2075号、国住街第188号 国土交通省住宅局建築指導課長・市街地建築課長から 各都道府県建築行政主務部長宛

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)(抄)

第2 接道規制の適用除外に係る手続の合理化(法第43条第2項関係)

1 認定制度について

(1) 法上の道路との関係等

今般創設する接道規制に係る認定(第2において「認定」という。)に係る事務は、例外的に適用されるべきとしている接道規制に係る許可(第2において「許可」という。)において対象としてきたもののうち、一定の要件を満たすものについて、手続を合理化することを目的とするものである。

そのため、建築物を建築するために道を築造しようとする場合は、今後も引き続き、法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定(以下「道路の位置の指定」という。)をすること等により、法上の道路とすることを原則とすること。

(2) 対象となる道

規則第10条の3第1項第1号に規定する「農道その他これに類する公共の用に供する道」は、従前より許可の対象としている「農道その他これに類する公共の用に供する道」と同様に、農道や港湾道路等が該当し、その状況から法上の道路と同等の機能を有するものについては、認定の対象として扱うことができる。

(3) 対象となる用途

規則第10条の3第3項に規定する「一戸建ての住宅」は、一戸建てのいわゆる 専用住宅のことをいい、用途上不可分である附属建築物は含まれるが、事務所や 店舗等の用途を兼ねている住宅は該当しない。

また、認定を受けた建築物を一戸建ての住宅以外の用途に変更する場合には、 認定の要件に適合しないものとして、許可を得る必要があるので留意すること。

(4) 土地の所有者等の承諾等

令第144条の4第1項各号に掲げる基準(以下「位置指定道路の基準」という。) に適合する道に接する建築物について認定をする場合には、当該道が適正に管理 されるよう、当該道の敷地となる土地の所有者等のほか、位置指定道路の基準に 適合するように管理する者からも承諾を得ることとした。

また、同様の状況を勘案し、道路の位置の指定をする際にも、位置指定道路の 基準に適合するように管理する者の承諾を得ることとした。

なお、法上の道路が担っている種々の機能の保持を図るとともに、接道義務を 満たさない敷地の発生を防止することの観点等から、法第44条や法第45条の規定 については、今後も引き続き、適切な運用を図ること。

2 許可制度について

認定制度の創設に伴い、許可については、その規定を法第43条第2項第2号に移行したところであるが、規定の内容自体は変更していないことから、その運用につ

いてはこれまでと同様にすること。また、改正法の施行前に取得した許可については、改正法の施行後も引き続き効力を有する。

なお、改正法の施行前に許可の申請があり、施行日をまたいでその審査が行われている場合等にあっては、認定の対象となるものであっても、規則第10条の3第4項の規定で定める基準に適合し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得た場合には、許可して差し支えない。

3 河川等を介して法上の道路に接する敷地の扱いについて

法上の道路と建築物の敷地との間にある河川や水路等(公共団体等が所有又は管理するものに限る。)に橋や蓋等が設けられている部分であって、当該部分が一般通行の用に供されている場合は、法上の道路と当該部分を合わせて規則第10条の3第1項第1号又は第4項第2号に規定する「農道その他これに類する公共の用に供する道」として扱い、認定又は許可の対象として差し支えない。

令和5年12月13日付け国住街第103号 国土交通省住宅局市街地建築課長から 各都道府県建築行政主務部長宛

建築基準法施行規則の一部を改正する省令の施行について(技術的助言)(抄)

1 改正の概要について

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43条第2項第1号に基づく認定(以下「認定」という。)に関して、同号の「利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準」として定める規則第10条の3第3項の規定を改正し、認定の対象を拡大するものである。

特定行政庁における法第43条第2項第2号に基づく許可(以下「許可」という。) の運用を踏まえ、規則第10条の3第3項第1号に定める用途の基準は、同条第1項 各号に規定する道に応じ、基準を定めている。

特定行政庁が、今般の改正により認定の対象となった建築物の認定をするに当たり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかどうかを審査する際の判断については、避難及び通行の安全性、道路に接することを前提とした建築規制である前面道路幅員容積率規制や道路斜線制限が適用されないことに伴う総合的な市街地の環境への影響等について、これまで行ってきた許可における判断も踏まえて行うこと。

なお、建築審査会が置かれていない限定特定行政庁の管内の建築物については、 今般の対象の拡大により、これまで都道府県知事が許可をしていたものが新たに限 定特定行政庁の認定の対象となることに鑑み、当該限定特定行政庁は、特定行政庁 たる都道府県知事と法第43条第2項の規定に係る運用について必要な調整を行う こと。

2 認定の対象について

許可及び認定は、法第43条第1項に基づく接道規制に適合することにより確保されている市街地の環境と同等の水準が確保されていることを前提としている。このことから、同条第3項に基づく条例により、接道規制が強化されている場合、強化後の接道規制に適合することにより確保される市街地の環境と同等の水準が確保されていることをもって、許可及び認定がなされる必要がある。

認定制度は、許可の運用を踏まえて一定の要件を定めることにより、手続を合理化することを目的としたものである。一方で、当該条例は、特定行政庁における地域の実情に応じて接道規制の強化を図るものであり、全国一律に適用される認定の基準として、当該条例を踏まえた基準を定めることは困難である。これを踏まえ、規則第10条の3第3項柱書のとおり、法第43条第3項に基づく条例により制限が付加されている建築物について、認定の対象から除くこととしている。例えば、当該条例により、延べ面積が300平方メートル以上の共同住宅について、その敷地が道路に接する長さを4メートル以上としなければならないとされている場合、延べ面積が200平方メートルの共同住宅でその敷地が規則第10条の3第1項第1号に規定する道に接するものは認定の対象となり得るが、延べ面積が400平方メートルの共同住宅でその敷地が同号に規定する道に接するものは認定の対象にならない。

その他、法第40条に基づく条例等、法第43条第3項に基づく条例以外の条例により建築物の敷地、構造又は建築設備等に関して制限が付加されている場合においては、規則第10条の3第3項第1号及び第2号の基準に適合していれば、認定の対象となり得る。なお、認定をしたとしても、適用しないこととされるのはあくまでも法第43条第1項の規定のみであり、法第43条第3項に基づく条例以外の条例には別途適合させる必要がある。

3 許可制度について

改正規則の施行前に許可の申請があり、施行日をまたいでその審査が行われている場合等にあっては、認定の対象となるものであっても、規則第10条の3第4項の規定で定める基準に適合し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得た場合には、許可して差し支えない。

【解説等】

- 1 法第43条第2項第1号の規定による認定の制度は、敷地と道路との関係において、 建築物の敷地は、道路(法第42条に規定する道路をいい、法第43条第1項各号に掲 げるものを除く。以下同じ。)に2メートル以上接しなければならないとする、いわ ゆる「接道規制」(法第43条第1項)の適用除外の制度である。
- 2 平成30年9月25日に施行された法の改正(以下「平成30年改正」という。)により、 改正前の法第43条第1項ただし書の規定による許可実績があるものについて、規則 に定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上 支障がないと認めるものであれば、建築審査会の同意を不要とする手続の合理化が 行われた。これにより、新たに法第43条第2項第1号が規定され、接道規制の適用

除外に係る認定の制度が創設された。

- 3 令和5年には、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)の 改正による空家等活用促進区域内の接道規制の合理化と併せて、より円滑に接道規 制を運用するため、特定行政庁の法第43条第2項第2号の許可の運用を踏まえた規 則改正がなされ、12月13日付けで認定の対象が拡大された。
- 4 なお、平成30年改正の前の法第43条第1項ただし書の規定は、法第43条第2項第2号に移行しており、同号の規定による許可を受けた建築物についても、接道規制の適用が除外されることになる。ただし、建築物の敷地は、道路に2メートル以上接することが原則であり、法第43条第2項各号の規定による認定又は許可の制度は、あくまでも例外的に適用されるべきものである。

また、平成30年改正の前の法第43条第1項ただし書(平成30年改正の後の法第43条第2項第2号)の規定による許可については、従来、建築確認の際に建築主事が個別にその安全性等を審査し認めていたものを、平成10年の建築基準法改正により建築確認検査事務が民間開放されたことに伴い、特定行政庁の許可を要することとされたものである。

■ 認定基準

第1 適用の範囲

この認定基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43 条第1項の規定に適合しない建築物であって、同条第2項第1号の規定に該当する ものについて、適用する。

【解説等】

- 1 この認定基準は、法第43条第1項の規定に適合しない建築物であって、建築物の 敷地が幅員4メートル以上の法第43条第2項第1号に規定する基準に適合する道に 2メートル以上接する同号に規定する基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通 上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて、適用される。
- 2 また、この認定基準は、神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市を除く兵庫県の市町の都市計画区域(及び準都市計画区域)内に限り、適用される。

第2 認定基準

(敷地と道との関係)

1 建築物の敷地は、次の各号のいずれかに該当する幅員 4 メートル以上の道に 2 メートル以上接すること。

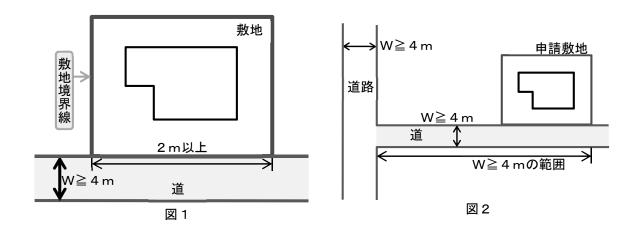
- (1) 農道その他これに類する公共の用に供する道
- (2) 現に建築物が沿って立っている道であって、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道又はその道の部分

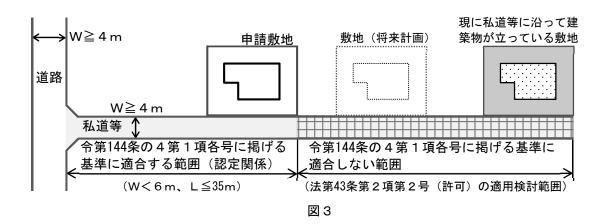
【解説等】

- 1 第1項本文に掲げる道には、道路に該当するものは含まれない(法第43条第2項 第1号)。
- 2 道に2メートル以上接するとは、建築物の敷地が道に1箇所において2メートル 以上連続して接するということである(図1参照)。
- 3 第1号及び第2号に掲げる道は、その両端又は一端が道路に接続されていること が必要であり、「道路」から「道に接する敷地の全ての部分」までの間において、そ の道の基準に適合する必要がある(図2参照)。
- 4 第1号に掲げる道(規則第10条の3第1項第1号)には、農道のほか、港湾道路、 河川管理用通路などの公的管理道が該当する。
- 5 第2号に掲げる道は、現に建築物が沿って立っている道であって、法第42条第1項第5号(道路位置指定)に係る基準と同様の令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道又はその道の部分(規則第10条の3第1項第2号)である(図3参照)。

なお、令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道にあっては、法第42条 第1項第5号の規定により位置の指定を受けることができることから、通常、この 道の基準を適用して接道規制を除外する必要性は、認められない。

- 6 認定に係る道に里道が含まれる場合など、その一部のみ第1号に該当する場合に あっては、当該道は、第2号の基準に適合する必要がある。
- 7 第1項に定める道と敷地との間に水路(河川法による一級河川、二級河川及び準 用河川の河川区域並びに下水道法による都市下水路を除く。)のある敷地においては、 水路部分に蓋を設けることなどにより、安全上及び防火上支障がなく当該道に2メ ートル以上接するものにあっては、第1項の規定に適合する。





(建築物の基準)

- 2 建築物は、次に掲げる基準に適合すること。
 - (1) 建築物の規模は、延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計。以下同じ。)が500平方メートル以内であること。
 - (2) 建築物は、次のア又はイに掲げるものであること。
 - ア 前項第1号に掲げる道にその敷地が接する建築物にあっては、次に掲げる 用途に供するもの((ウ)から(キ)までに掲げる用途に供する部分の床面積の合 計が、それぞれ200平方メートル以内のものを除く。)以外のもの
 - (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
 - (イ) 共同住宅又は寄宿舎(いずれも耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条 第1項の規定に適合する特殊建築物であって、これらの用途に供する部分 の床面積の合計が、それぞれ200平方メートル以内のものを除く。)
 - (ウ) 病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、ホテル、旅館、下宿又は児童福祉施設等
 - (エ) 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
 - (オ) 展示場、キャバレー、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場
 - (カ) 倉庫
 - (キ) 工場(自動車修理工場を除く。)
 - (ク) 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物 (これらの用途に 供する部分の床面積の合計が100平方メートル以内のものを除く。)
 - (ケ) 長屋(耐火構造建築物又は準耐火構造建築物であるものを除く。)
 - イ 前項第2号に掲げる道にその敷地が接する建築物にあっては、一戸建ての 住宅、長屋(耐火構造建築物又は準耐火構造建築物であるものに限る。)又は 兼用住宅(法別表第2(い)項第2号に規定する住宅をいう。)の用途に供する もの
 - (3) 附属する建築物又は建築物の部分を有する前号イに掲げる建築物にあっては、 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供すること。

(4) 容積率及び建築物の各部分の高さが、前項各号に掲げる道を前面道路とみなした場合の法第52条第2項並びに法第56条第1項第1号及びこれに関する部分の規定に適合すること。

【解説等】

- 1 第1号に定める基準に適合する建築物の規模は、同一敷地内の第2号に定める建築物に附属する建築物又は建築物の部分の床面積を含めて算定する。
- 2 第2号アに定める建築物は、法別表第1(い)欄(一)項に掲げる用途に供するもの並びに法第43条第3項に基づく建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号。以下「県条例」という。)第4条、第16条、第23条及び第26条により制限を付加したものを除いたものである。
- 3 第2号イに定める基準に適合する兼用住宅は、住宅以外の用途を兼ねるものであり、住宅以外の用途を併せる「併用住宅」は同号の基準に適合しない。
- 4 第2号イに掲げる一戸建ての住宅、長屋又は兼用住宅は、倉庫や自動車車庫など の当該住宅に附属する建築物又は建築物の部分の床面積の合計が当該住宅の居住の 用に供する部分の床面積の合計に満たないものが、第3号の基準に適合する。
- 5 第4号は、第1項に定める道を前面道路とみなした場合の、いわゆる「容積率制限」及び「道路斜線制限」に適合しなければならないことを定めている。

道を前面道路とみなした場合の道路斜線制限については、法第56条第1項第1号の規定を準用して適用し、この場合において、同条第2項から第4項まで、第6項及び第7項第1号による緩和、適用除外等の規定を準用して適用することができる。

第2第2項第1号及び第2号アに係る建築物の概要(法別表第1及び県条例関係)

条項						2 方 / に係る建築物の概要(伝別表第 1 及い県等 規模					·N/
				터	用途等	規模					
法		県条例					150㎡以内	200m以内	500㎡以内	3, 000㎡以内	
法表1い欄・第	(-)		(1)	5条	劇場、映画館、演芸 場、観覧場	×	×	×	×	×	×
					公会堂、集会場	×	×	×	×	×	×
	(=)	4条	(2)		共同住宅、寄宿舎(耐 火・準耐火建築物、 法第27条第1項適合 特殊建築物に限る。)	\circ	0	0	×	×	×
				16条	共同住宅、寄宿舎(耐 火・準耐火建築物、 法第27条第1項適合 特殊建築物を除く。)	×	×	×	×	×	×
					病院、診療所(入院 施設有り。)、ホテル、 旅館、下宿、児童福 祉施設等		0	0	×	×	×
	(三)		(3)		学校、体育館、博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場、スポーツの 練習場	0	0	0	×	×	×
115条				百貨店、マーケット	0	0	0	0	×	×	
の3		4条	(4)		展示場、キャバレー	0	0	0	×	×	×
					カフェー、ナイトク ラブ、バー	0	0	0	0	×	×
	(四)	4条	(4)		ダンスホール、遊技 場、公衆浴場	0	0	0	×	×	×
		<u> </u>			待合、料理店、飲食店	0	0	\circ	0	×	×
		4 12	(5)		物品販売業(物品加工修理業を含む。)を 営む店舗		0	0	0	×	×
	(五)	4条	(6)		倉庫	\circ	\circ	\bigcirc	×	×	×
	(六)		(7)	23条	自動車車庫、自動車 修理工場	0	×	×	×	×	×
					映画スタジオ、テレ ビスタジオ	0	0	0	0	×	×
		4条	(8)		工場(自動車修理工 場を除く。)	0	0	0	×	×	×
		4条の2			大規模建築物 (3,000㎡超、階数3 以上)	/					×
/		19条			学習塾 (500㎡超、 3階以上)	0	0	0	0	×	×
					長屋(耐火・準耐火 構造建築物に限る。)	O	0	0	0	×	×
					長屋(耐火・準耐火 構造建築物を除く。)	×	×	×	×	×	×

(道の関係権利者の承諾書)

- 3 法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道が第1項第2号に掲げるものである場合にあっては、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、次の各号に掲げる者の承諾書が当該認定申請書に添えられていること。
 - (1) 道の敷地となる土地の所有者
 - (2) 道の敷地となる土地に関して権利を有する者
 - (3) 道を令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する

【解説等】

- 1 規則第10条の3第1項第2号に掲げる基準(道路位置指定に係る基準)に適合する道に関しては、認定申請書に「道の敷地となる土地の所有者」、「道の敷地となる土地に関して権利を有する者」及び「道を令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する者」の承諾書を添付する必要がある。
- 2 なお、当該認定に係る道が第1項第1号に定める公的管理道である場合にあっては、特定行政庁は、この道の地目が公衆用道路であること、この道の管理者の意見書により通行することに支障がないことなどを確認することとなる。

そのほか、特定行政庁が必要と認める場合、認定申請書に公的管理道の管理者の承諾書等の添付を求めることがある。

附 則 (平成30年9月25日)

この認定基準は、平成30年9月25日から適用する。

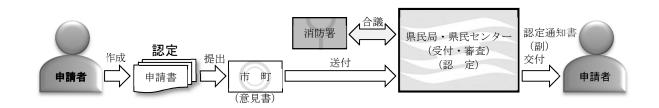
附 則(令和5年12月13日)

この認定基準は、令和5年12月13日から適用する。

建築基準法第43条第2項第1号の規定に関する認定

(申請図書等及び申請の流れ関係)

- 1 認定申請書(第48号様式)の添付図書等(県規則第18条第1項第1号)
 - (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 2面以上の立面図
 - (5) 断面図
 - (6) 敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面
 - (7) その他知事が必要と認める図書
 - ア 委任状又はその写し(代理者によって認定の申請を行う場合)
 - イ 申請の理由書
 - ウ 道並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図面
 - エ 規則第10条の3第1項各号に規定する道の土地に関する地籍図及び登記事項 証明書
 - オ 承諾書(規則第10条の3第1項第2号に規定する道に係るもの(参考様式1参照))(規則第10条の4の2第2項関係)
 - カ 承諾書により承諾をした経緯を示す図書(承諾をした者の連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を記載したものに限る。)
 - キ 道が令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合することを示した図面(当該認定に係る道が規則第10条の3第1項第2号に掲げる基準に適合する場合(参考様式2参照))
 - ク その他 (敷地面積求積図、建築面積求積図、床面積求積図など)
- 2 認定申請の流れ



参考様式1

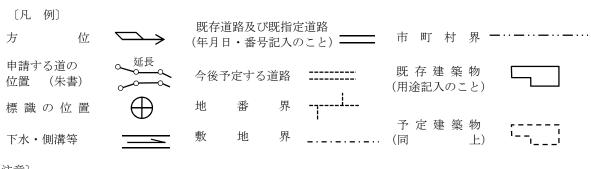
		7	<u> </u>	諾		書							
次の道を将来にわたって通行することについて、承諾します。													
	年 月	日											
(目	申請者)	様											
建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道													
道幅道	員 別 の	副員	m 延 m m	長	m m m	道の面積		m²					
所	道の土地の地名地番	地目	権利の種類	住	所	氏 名	連絡先	承諾日					
有者							電話() - 電子メール						
又							電話() - 電子メール						
は							電話() - 電子メール						
関係							電話() - 電子メール						
権							電話() - 電子メール						
利者							電話() - 電子メール						
	道の土地の地	 名 地 番	信	主 所		氏 名	連絡先	承諾日					
管							電話() - 電子メール						
理							電話() - 電子メール						
者							電話() - 電子メール						
							電話() - 電子メール						
特記事項						1							

〔注意〕

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、道である土地について該当する権利(所有権、借地権等)をそれぞれ記入 すること。
- 2 管理者とは、当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する 者をいう。 3 延長は、幅員別に記入すること。

参考様式2

建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合することを示した道の図面 図面作成者の住所及び氏名



〔注意〕

- 1 図面には、地番、権利の種類及び氏名を記入すること。
- 2 道の図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。